

「鶴岡ごはん日本一」実施要領

1 趣 旨

鶴岡市内を対象に、若手農業者によるお米の食味審査会「鶴岡ごはん日本一」を開催し、若手が作った美味しいごはん日本一を決定する。併せて、米づくりの盛んな鶴岡の農家を応援するとともに、鶴岡のお米で炊いたごはんを全国の食卓にお届けし、食べてもらうことを目的とする。

2 主 催

鶴岡ごはん日本一実行委員会

3 開催日程

令和4年11月6日（日）

4 場 所

鶴岡市藤島体育館

5 応募要件

- (1) 鶴岡市内に住所を有する生産者であり、就農10年以下の若手農業者であること。
ただし、年齢は問わないものとする。
- (2) 前項の生産者が、主体的に栽培した生産物を出品すること。
- (3) 法人に所属する農業者の場合は、前項に加え、法人の主たる事務所の所在地が鶴岡市内にあること。この場合につき氏名の前に法人名を付すことが出来るものとする。
- (4) 出品する生産物が最優秀賞に選出された場合、収穫量の内10俵（600kg）を鶴岡市内の米取り扱い店で買い取りすることに承諾できること。
- (5) 鶴岡市ふるさと納税の返礼品登録に積極的に取り組めること。

6 応募要領

- (1) 出品する生産物は、鶴岡市内で生産された、山形県産地品種銘柄一覧表の水稻うるち玄米の単一品種であること。
- (2) 前項の生産物を30a以上の水田で、生産者自らが栽培できること。
- (3) 出品は1農業者につき1点とする。

7 応募方法

- (1) 応募申込書兼誓約書の提出及びエントリー料の振り込み

①応募申込者は、応募期間内に、応募申込書兼誓約書〔応募要件を満たしていることを誓約するもの〕（様式1）をFAXまたはメールで「鶴岡ごはん日本一実行委員会事務局」（以下：事務局）宛てに送付すること。併せて、応募期間内に指定する口座にエントリー料10,000円を納付すること。振込手数料は応募申込者負担とする。

②応募期間：令和4年5月15日（日）～8月29日（月）17時まで必着のこと。

※応募申込兼誓約書及びエントリー料の振り込みがあってから7日以内に受付確定通知（エ

ントリー番号記載)を送付します。

(2) 玄米及び栽培管理記録簿の提出

①応募申込者は、事務局から受付確定通知を受け取った後に、玄米5kgを送付期限まで送付すること。併せて栽培管理記録簿(様式2)を送付期限まで送付すること。

②玄米の送付期限及び栽培管理記録簿(様式2)を提出期限:令和4年10月20日(木)17時まで必着とする。

(3) その他

①いかなる場合も出品料の返金はしない。

②提出された、応募申込書兼誓約書及び栽培管理記録簿並びに玄米は、原則として返却しない。

③応募申込書兼誓約書及び栽培管理記録簿に訂正がある場合は、事務局に連絡すること。令和4年10月20日(木)17時までは訂正を認めるものとする。

④応募に要する玄米や送料等は応募申込者負担とする。

8 審査方法

(1) 1次審査:食味値等の測定(10月中旬~10月下旬)

分析機器により食味値や整粒歩合等を測定し、上位の生産物16点を2次審査進出とする。

(2) 2次審査:審査員による食味官能審査(10月下旬~11月上旬)

1次審査で選出された16点の生産物を精米(上白米)して炊飯し、審査員(地元料理人等)による食味官能審査により8点を最終審査進出とする。

(3) 最終審査:審査員による食味官能審査(11月6日・大会当日)

2次審査で選出された8点の生産物を精米(上白米)して炊飯し、審査員(事前申し込みした市民)100名による食味官能審査により順位を決定する。

9 結果公表

(1) 1次審査終了後、選出された16点のエントリー番号を鶴岡ごはん日本一実行委員会ホームページ等(以下:HP等)で公表する。

(2) 2次審査で選出された8点の応募申込者を入賞とし、最終審査後にHP等で公表する。

また、8点に選出された応募申込者に、電話連絡を行い、最終審査当日の出席確認を行う。

(3) 最終審査で選出された上位3点の応募申込者を最優秀賞(第1位)、優秀賞(第2位)、優良賞(第3位)とし、最終審査後にHP等で公表する。

10 表彰

(1) 最優秀賞には、最優秀賞盾、賞状、大会委員長賞を贈呈する。

(2) 優秀賞には、賞状、優秀賞賞品を贈呈する。

(3) 優良賞には、賞状、優良賞賞品を贈呈する。

(4) 入賞には、賞状を贈呈する。

11 最優秀賞受賞米の取り扱いについて

(1) 最優秀賞受賞米のうち10俵(600kg)については、鶴岡市内の米取り扱い店で買い取りするものとする。

- (2) 米の買い取り価格については、別途最優秀賞受賞者（以下：受賞者）と相談し決定する。
- (3) 米の販売に関する取材、情報発信について、受賞者は出来る限り協力するものとする。
ただし、受賞者の意向に沿わない情報発信はできないものとする。
- (4) 受賞者は、鶴岡市ふるさと納税返礼品の登録について、鶴岡市役所藤島庁舎産業建設課エコタウン室と別途相談すること。

1.2 その他

- (1) 提出書類に虚偽の申告があった場合、また不正等が判明した場合は、審査を中止し、失格とする。
- (2) 最終審査に進出した場合の交通費等は応募申込者負担とする。
- (3) 審査結果については、いかなる場合も異議申し立てを認めない。
- (4) 得られた個人情報、本審査会の目的以外では使用しない。
- (5) 災害や新型コロナウイルス感染症等の社会情勢の状況により、審査会の開催や審査方法を変更する場合がある。
- (6) その他審査会の実施について必要な事項については別に定める。

1.3 スケジュール

内 容	日 時 等	備 考
応募申込受付	令和4年 5月15日（日）～ 8月29日（月）17時まで必着	・応募申込書兼誓約書の提出 ・エントリー料10,000円を指定する口座に振り込みすること。
受付確定通知送付	応募申込書兼誓約書到着後 7日以内に投函	・受付確定通知（エントリー番号記載）の通知
玄米及び栽培管理記録簿の提出	令和4年10月20日（木） 17時まで必着	・事務局に玄米5kgを送付すること ・栽培管理記録簿の提出すること。
1次審査	令和4年10月中旬～10月下旬	・分析機器等により測定 ・生産物16点を2次審査進出とする
2次審査	令和4年10月下旬～11月上旬	・食味官能審査 料理人等により8点を選出し、入賞とする ・最終審査の出席確認
最終審査	令和4年11月 6日（日）	・食味官能審査 市民100名により上位3点を選出し、各賞を決定する ・最終審査終了後に表彰式を実施

鶴岡ごはん日本一実行委員会事務局

鶴岡市藤島字笹花25 鶴岡市藤島庁舎産業建設課内

電話0235-64-5803 FAX0235-64-5847

E-mail ekotaun@city.tsuruoka.yamagata.jp